資料1-2

これまでの科研費改革について

科研費改革が求められる背景・構造など

量

グローバルな研究力競争の激

研究資金の需要拡大

第4期計画 第5期計画

(実績) (目標) 23兆円 → 26兆円

論文生産性の向上

環境の悪化

大学の経営環境

...安定的な収入の減少(特に地方)

個人の研究環境

...カネ・スペース・時間の不足

科研費へのニーズの著増

※応募件数 年率3.0%増加

科研費改革

質の向上

量の充実 採択率30%達成十充足率確保

①審査システムの見直し

②研究種目・枠組みの見直し

③柔軟かつ適正な研究費使用の促進

制度の質の向上

研究の質の向上

研究の現場



独創的な学術研究の振興

助成効果の高まり

挑戦性、総合性、融合性、国際性

→ 分野・国境等の力べを超えた知の融合によるブレークスルーの創出

日本の学術研究への現代的要請

質

2

科研費改革の沿革

平成25年10月 科学研究費審査部会「『系・分野・分科・細目表』の見直し並びに『時限付き分科細目』及び『特設分野』の設定に当たっての基本的考え方」

→日本学術振興会へ検討を要請

平成26年8月 研究費部会「我が国の学術研究の振興と科研費改革について」

→科研費改革の基本的な方向性を提言

平成27年1月 学術分科会「学術研究の総合的な推進方策について(最終報告)」

→学術の現代的要請「挑戦性、総合性、融合性、国際性」を提唱

平成27年4月「国際共同研究加速基金」創設

平成27年9月 文部科学省「科研費改革の実施方針」策定

→科研費改革の基本的な考え方・工程表を取りまとめ

平成28年1月 第5期科学技術基本計画(28~32年度)決定

→「学術研究の推進」を主要な柱として位置付け、新規採択率30%の目標設定

平成28年12月研究費部会「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」

→種目体系の在り方、「挑戦的研究」の新設、若手研究者支援の充実、「特別推進研究」の見直し等を提言

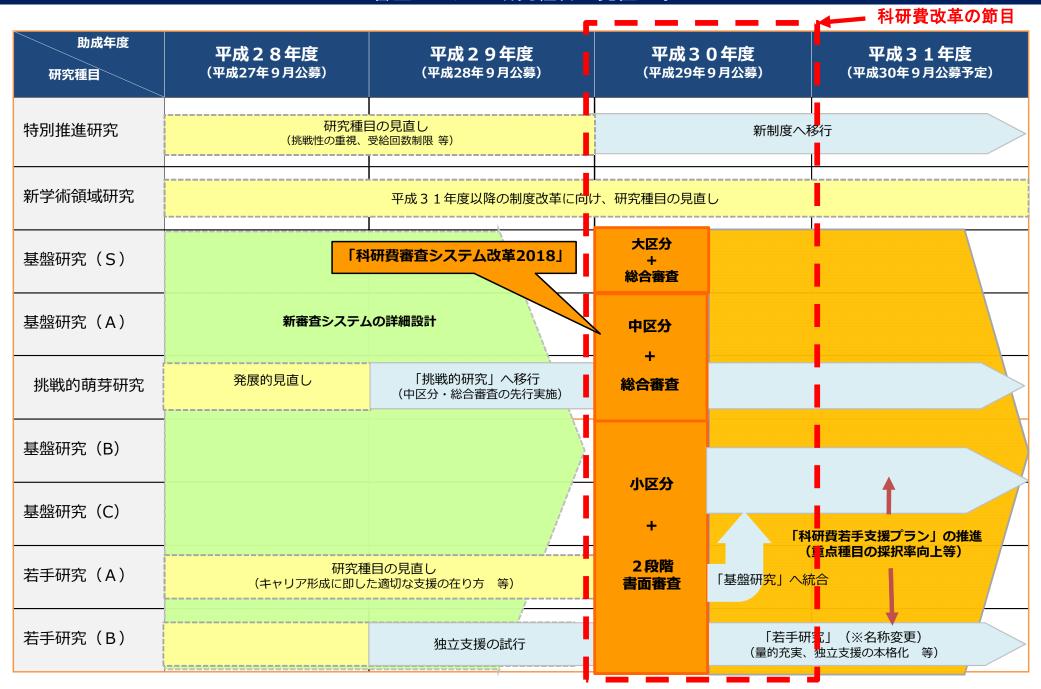
平成29年1月 学術分科会「科学研究費助成事業の審査システム改革について」

→審査システムの抜本的な見直し(審査区分の大括り化、「総合審査」の導入等)を提言

平成29年1月 文部科学省「科研費改革の実施方針」の改定

科研費改革の見通し

一審査システム・研究種目の見直し等-



科研費改革の三本柱

<u>1. 審査システムの見直し</u>

→学術動向の変遷により即した公募・審査を目指し、開かれた競争的環境下において審査の 質を高め、多様かつ独創的な学術研究を振興する。

(平成30年度助成~ 大括り化した新「審査区分表」の適用、「総合審査」等の本格実施)

2. 研究種目・枠組みの見直し

→学術研究への現代的要請、とりわけ「挑戦性」をめぐる危機を乗り越えることなどを念頭に、 種目の役割・関係性・趣旨等を明確化する。

(平成29年度助成~「挑戦的萌芽研究」の発展的見直し)

(平成30年度助成~「特別推進研究」、「若手研究(A)」の見直し・新制度の実施等)

3. 柔軟かつ適正な研究費使用の促進

→研究費使用に係る自由度を高めるとともに手続きの省力化を図り、科研費による研究の効果を 更に高める。

(平成23年度助成~ 一部研究種目の基金化)

(平成25年度助成~ 「調整金」の導入)

「科研費審査システム改革2018」の概要

審査システム の見直し

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、 多様かつ独創的な学術研究を振興する

現行の審査システム(平成29年度助成)

新たな審査区分と審査方式による公募・審査平成30年度助成(平成29年9月公募)~

最大400余の細目等で 公募・審査

細目数は321、応募件数が最多の 「基盤研究(C)」はキーワードにより さらに細分化した432の審査区分で審査

基盤研究(S)

基盤研究(A)

(B)

(C)

若手研究

(B)

- ・ほとんどの研究種目で、細目ごとに 同様の審査を実施。
- ・書面審査と合議審査を異なる審査委 員が実施する2段審査方式。

※「挑戦的萌芽研究」を発展・見直し、平成29年度公募 から新設した「挑戦的研究」では、「中区分」を使用し、 「総合審査」を先行実施。

分科細目表「大区分(11)で公募・審査 を廃止

新

た

な

審

查

シ

ス

テ

厶

移

行

基盤研究(S)

中区分(65)で公募・審査 小区分を複数集めた審査区分

中区分を複数集めた審査区分

基盤研究(A)

挑戦的研究

「総合審査」方式 - より多角的に -

個別の小区分にとらわれることなく審査委 員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審 査委員が幅広い視点から合議により審査。

※基盤研究(S)については、「審査意見書」を活用。

- ・特定の分野だけでなく関連する分野からみ て、その提案内容を多角的に見極めること により、優れた応募研究課題を見出すこと ができる。
- ・改善点(審査コメント)をフィードバック し、研究 計画の見直しをサポート。

小区分(306)で公募・審査

これまで醸成されてきた多様な 学術に対応する審査区分

基盤研究(B)

(C)

若手研究

「2段階書面審査」方式-より効率的に-

同一の審査委員が電子システム上で2段階 にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

- ・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評 価結果の再検討。
- ・会議体としての合議審査を実施しないため 審査の効率化。
- (注) 既に人文社会・理工・生物等の「系」単位で審査を行っている大規模研究種目(「特別推進研究」、「新学術領域研究」)の審査区分は基本的に現行どおり。

 - 審査方式については、当該種目の見直しの進捗を踏まえて逐次改善する予定。 「科学研究費助成事業の審査システム改革について」(平成29年1月17日科学技術・学術審議会学術分科会)

科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について

(平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

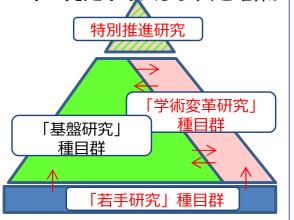
2. 研究種目・枠組み の見直し

1. 日本の研究をめぐる危機

- 我が国の学術研究にとって、**新たな知の開拓に挑む「挑戦性」の追求が最重要課題**。
- しかし、近年、以下のような問題が顕在化。
 - ・研究者の自由なボトムアップ研究をめぐる環境が劣化(基盤的経費の縮減、研究時間の減少など)。
 - ・短期的な成果を目指した研究が増加する一方、**長期的視点に立った挑戦的な研究が減退**。
 - ・軌を一にして、日本の論文生産の順位などにおける存在感の低下(過去10年でTop10%論文数 4位→10位)。
- ⇒ 学術研究を支える唯一の競争的資金である科研費により、学術の枠組みの変革・転換を志向する挑戦的な研究を積極的 に支援。学問の「たこつぼ化」を是正する審査システム改革との一体的な見直しを推進。

2. 研究種目の見直し

- 「基盤研究」種目群を基幹 としつつ、相補的な「学術変 革研究」種目群等を再編・強 化し、新たな体系へ。
- 各種目の性格に応じた採択率・充足率のバランスを確保。



(1) 「挑戦的萌芽研究」の見直し

- 学術に変革をもたらす大胆な挑戦を 促すため、現行の「挑戦的萌芽研究」 (~500万円)を発展させ、より長期 的かつ大規模な支援を可能化。
- ⇒ 新種目「挑戦的研究」(~2000万円)を創設。 (平成29年度助成から)
 - ・・・・ 論文等の実績よりもアイディアの斬新性等を重視。
 - …**大括り化した審査区分**の下、**合議を 重視した「総合審査」**を先行実施。
 - …真に挑戦的な**研究課題を厳選**、その 実行を担保する**十分な資金を配分**。
 - …計画の柔軟な変更を可能とするため、 **基金制度を適用。**

(2) 「若手研究」の見直し等

- オープンな場での切磋琢磨を促すため、 大型の「若手研究(A)」を「基盤研究」 に統合。 (平成30年度助成から)
- 若手の基盤形成を幅広く支援するため、小型の「若手研究(B)」を充実。
- **研究者としての独立**に必要な研究基盤整備のため、**所属機関と連携した重点支援 の仕組みを新設**。
- 「若手研究」の**応募要件を博士号取得後 8年未満の者**に変更。
- 上記の取組を中心に「若手支援プラン」を策定。

(3)「特別推進研究」の見直し

○ 「挑戦性」を一層重視し、助成対象の新 陳代謝を促進(同一研究者の複数回受給 を不可に)。【平成30年度助成から】

3. 今後の検討課題

- 分野間の資源配分や審査負担の在り方について検討。
- 「新学術領域研究」の見直しについて平成32年度助成を目標に検討。

「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」(平成28年12月20日科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会)

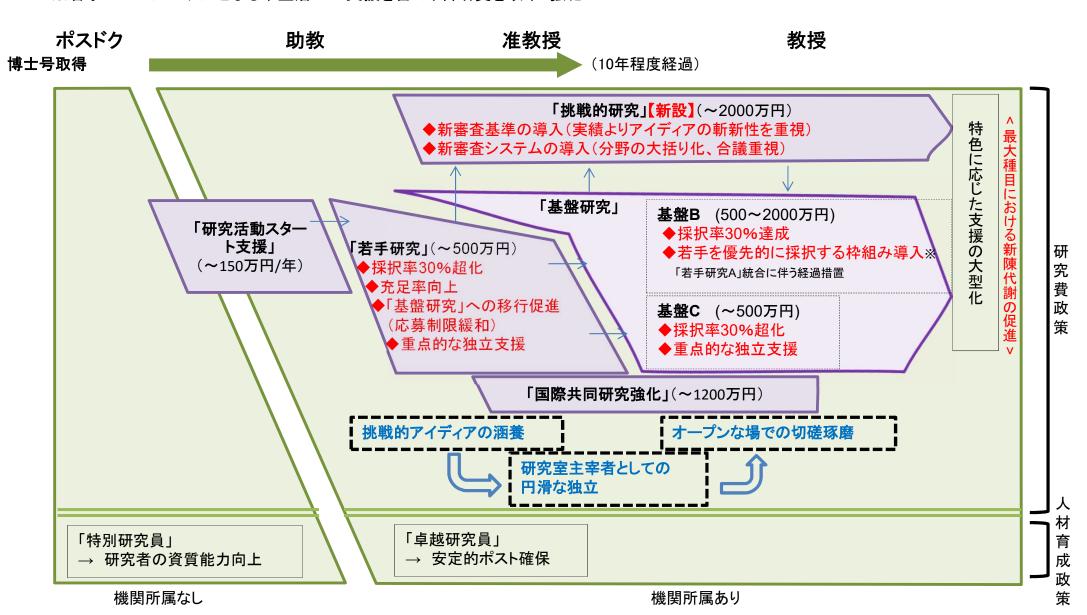
科研費若手支援プラン(CIO)

- 次代の学術・イノベーションの担い手のために-

【基本的な考え方】

博士人材育成と軌を一つにして、研究者のキャリアに応じた効果的な支援策を切れ目無く展開

→ 目指す研究者・研究環境のイメージ:「より挑戦的に、より自律的に、より開放的に」"More Challenging ,More Independent, More Open" ※若手のロールモデルとなる中堅層への支援を含め、科研費を改革・強化



柔軟かつ適正な研究費使用の促進

3. 柔軟かつ適正な研究 費使用の促進

平成29年3月24日付けで、文部科学省高等教育局、研究振興局の連携により、研究費の管理・使用に係る「大学等における過度の"ローカルルール"の改善」に向けた事務連絡を発出。

文科省HP掲載箇所http://www.mext.go.jp/b menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/037/houkoku/1381248.htm

科研費制度も、科研費ハンドブックにおいて「直接経費使用の考え方」をより丁寧に説明。

ー科研費ハンドブック(研究者用)2017年度版より一

直接経費は、補助事業である研究課題の遂行に必要な経費(物品の購入費、旅費、人件費・謝金、その他の経費)について、幅広く使用することができます

- ○直接経費は「研究課題の遂行に必要な経費(研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)」 について広く使用することができますが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する 判断や使途に関する説明責任を負うことになります
- 〇直接経費は、幅広く使用できますが、支出が認められない経費は、以下のものがあり、使用 ルールで明記するなど注意喚起しています
 - ・<u>建物等の施設に関する経費(直接経費により購入した物品を導入する</u> ことにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く)
 - ・補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ・研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
 - ・その他、間接経費を使用することが適切なもの